

令和6年度SNSを活用した外国人材へ向けた定期的な情報発信業務委託仕様書

1 目的

- ・大分県内での仕事や生活等に関する情報を紹介する動画や記事を制作して、日本での就労を検討している海外（ベトナム、インドネシア）在住の外国人材及び日本国内在住の技能実習・特定技能のベトナム人、インドネシア人に向けて、大分県で働く魅力を効果的かつ定期的に情報発信することで、大分県内での就職を希望する外国人材を増やすため。
- ・海外（ベトナム・インドネシア）在住の外国人材と双方向のコミュニケーションを図ることで、大分県に興味を持ってもらうため。

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月21日まで

3 委託業務の内容

SNSを活用した外国人材へ向けた定期的な情報発信を行う。さらに、海外（ベトナム、インドネシア）在住の外国人材と双方向のコミュニケーションを図り、大分県内での仕事や生活等に関する情報を紹介する動画や記事を制作することに加えて、SNSの投稿及びコメント管理などを含むSNS運用管理を行う。

また、以下により、制作した動画や記事について、デジタルマーケティングの手法によるプロモーションを実施する。加えて、令和5年度に「令和5年度SNSを活用した外国人材へ向けた定期的な情報発信業務委託」で制作した動画や記事等についても再度プロモーションを実施する。

なお、外国人材の雇用促進を今後より一層効果的かつ効率的に行うため、デジタルプロモーションを行う過程で、閲覧者から得られる情報を分析し、取組の有効性等を検証する。

(1) 本業務のターゲット等の設定、見直しの提案

(ターゲットの考え方（大分県初期仮説）)

- ・本業務におけるターゲットの考え方は下記表に示すとおりとする。

地域	ベトナム及びインドネシア
年代	概ね15歳～29歳
興味関心	・日本の文化等に興味を持っている人、現地または日本国内の日本語学校等に通っていて将来日本で働くことを検討している学生等。 ・または、現在、技能実習生・特定技能として日本国内で生活していて、将来（技能実習生は特定技能切替後）転職を考えている人。

(ターゲットに起こしてもらいたい行動変容)

- ・本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は下記表に示すとおりとする。

行動変容	・大分県内での仕事や生活等に興味を持ってもらいたい。 ・大分県内で生活して働くイメージを持ってもらいたい。
------	--

(ターゲット見直しの提案)

- ・ターゲットに対して広告を配信した結果、想定とは異なるエリア、年齢等をターゲットとすることが本業務の目的を達成するためにより効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行い、ターゲットの見直しについて協議するものとする。

(2) 目標の設定

- ・本業務の目的を達成するうえで、目標（目標項目、目標値（仮説））と目標達成状況の把握方法（計測手法等）を具体的に設定し、その内容を提案書に記載すること。
- ・設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。

(3) 受託者による広告運用計画の作成

- ・次に掲げる事項を盛り込んだ「広告運用計画」を作成し、契約締結後速やかに県に提出し、説明のうえ、承認を得ること。

【広告運用計画に盛り込むべき事項】

(ア) 本業務を通じたカスタマージャーニー

本業務におけるターゲットを元に本業務を通じたカスタマージャーニーを設定する。

(イ) 事業期間を通じた広告の運用方針

カスタマージャーニーに基づき、以下を設定する。

- A) 広告手法（デジタル広告、アナログ広告等）
- B) 掲出プラットフォーム（Google、Facebook 等）
- C) 各広告（ディスプレイ広告、検索連動型広告、動画広告等）
- D) 各広告（上記 C）の経費配分バランスの方針
- E) 各広告（上記 C）の具体的な運用方法
- F) 運用スケジュール（後述（5）参照）

(ウ) 情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）の作成方針（後述（4）参照）

(エ) 広告効果の検証及び運用の見直し方法

(オ) 目標設定（前述（2）参照）

(カ) その他必要な事項

(4) 情報発信コンテンツ（広告クリエイティブ）の制作

- ・ターゲットに対して、起こしてもらいたい行動変容を促す広告クリエイティブを制作すること。
- ・広告の配信結果等からターゲットのニーズ等についての検証を行うことを考慮し、その検証に必要となる形で広告クリエイティブを複数制作すること。
- ・パソコン、スマートフォン、タブレットで閲覧されることを念頭に制作すること。

(ア) 動画・取材記事制作

① 内容

- ・動画と取材記事をそれぞれ2本ずつ制作すること。
（動画：ベトナム版1本、インドネシア版1本）
（取材記事：ベトナム版1本、インドネシア版1本）
- ・大分県内の外国人労働者や事業所等を取材し、県内で働く外国人の仕事風景、生活、地域活動等を撮影すること。
- ・リポーター等の使用は提案内容の構成や演出等により任意とする。
- ・動画は原則、ナレーション、テロップ等を加えて制作すること。
- ・動画と取材記事の内容や取材先については、その都度、県と協議の上決定すること。
- ・動画1本あたりの再生時間や取材記事1本あたりの文量については、その都度、県と協議の上決定すること。

② 仕様

- ・ベトナム版、インドネシア版をそれぞれ制作すること。
- ・各動画については、ダイジェスト動画（15～30秒程度を目安）を併せて制作すること。
- ・取材対象とする外国人労働者は、ベトナム版については、県内で働くベトナム人労働者（技能実習生または特定技能外国人）とし、インドネシア版については、県内で働くインドネシア人労働者（技能実習生または特定技能外国人）とすること。
また、対象者の在留歴次第では、勤務先の日本人上司や同僚、大分県での生活歴が比較的長い外国人材（留学生等含む）、その他県職員等も対象としてよい。

③ 使用する言語

	音声・字幕
ベトナム版	音声：ベトナム語 字幕：ベトナム語、やさしいにほんご
インドネシア版	音声：インドネシア語 字幕：インドネシア語、やさしいにほんご

④ 留意事項

- ・いずれの動画も、ベトナム、インドネシアそれぞれの国の人から見た大分県で就業する魅力
（特に暮らしやすさ、働きやすさ）を具体的に伝えること。
（例：都会に比べて生活費を節約できる、母国の風土や伝統と似ている点があり親近感がわく、外国人を受入れる地域のコミュニティがある等）
- ・日常生活や仕事の様子が分かる現地ロケを取り入れること。
- ・可能な範囲で友人・同僚などの出演や、本人のお気に入りのお店・スポット等につ

いて紹介するほか、地域で開催される多文化共生イベント等も取材すること。

- ・取材にあたっては、取材先（外国人労働者が就労している事業所を含む）に事業趣旨を説明するとともに、取材許可を事前に取得すること。
- ・翻訳をする際はネイティブが行う等、翻訳品質を維持すること。

(イ) 上記「(ア)」以外の投稿

- ・上記「(ア)」の拡散に加え、ターゲットの興味関心に即した小規模なオリジナルコンテンツを定期的（週に2回程度を目安）に投稿し、合計96回以上投稿すること（過去の投稿のリバイス投稿や、コメント入りシェア等も可。ただし、ベトナム、インドネシアで同じ内容のものを投稿する場合は合計1回とカウントする）。
- ・本仕様書「3（1）」に記載している「行動変容」を起こしてもらえるような大分県の魅力（特に暮らしやすさ、働きやすさ）を具体的に伝えること。

(ウ) 双方向のコミュニケーション

- ・日本での就労を検討している海外在住のベトナム人、インドネシア人と日本国内在住のベトナム人、インドネシア人との双方向でのコミュニケーションを図る機会を4回（ベトナム2回、インドネシア2回）設けること。

（例：オンラインセミナー形式でのオンライン交流会やライブ配信。ベトナムやインドネシアの日本語学校や送り出し機関でのコンテンツ配信。日本国内在住の外国人材を集めた座談会の開催など。）

(5) 広告及び投稿の運用管理

- ・上記（4）で制作する広告クリエイティブと令和5年度に「令和5年度SNSを活用した外国人材へ向けた定期的な情報発信業務委託」で制作した広告クリエイティブを用いて、広告運用計画に基づいて、事業効果の最大化を図るよう、SNS（Facebook等）投稿へのリアクションや動画の再生、取材記事の閲覧等を促す広告を実施すること。
- ・広告は、デジタル広告の各手法を用いて、ターゲット層やターゲット層の心理や行動にあわせて情報発信を行うこと。手法やその組み合わせ方法等は提案すること。
- ・SNS広告については、大分県産業人材政策課が運用する公式 Facebook アカウント（ページ名：わたしの新しいまち ～大分で働こう～）を活用して発信することを前提とすること。
- ・SNS等に掲載する動画や記事のタイトル・キャッチフレーズ・紹介文等は、本委託業務受託者が作成すること。

<紹介文の言語>ベトナム版：ベトナム語、インドネシア版：インドネシア語

- ・広告の内容や方法については、本委託業務受託者からの提案に基づき、その都度協議の上、いずれも県が最終決定をすることとする。

(6) 効果測定、改善

- ・本業務により配信する広告のインプレッション数、クリック数、クリック率、クリック後の行動等を閲覧者の属性（地域、性別、年代や興味関心等）ごとに適宜分析しながら、検索広告、ディスプレイ広告におけるキーワード等設定の見直しについて、県に協議すること。特に、計測開始から2週間経過後、初動の結果報告や今後の対策についての説明を会議等によ

り行うこと。

- ・広告の運用状況及びそれに基づく分析結果、運用の見直し方法及び結果等について、広告の配信開始後、1月に1回月次報告書としてとりまとめを行い、県に報告すること。
- ・報告の際、必要に応じて運用の見直し等についての提案を行うこと。なお、提案は理解しやすいものを必須とし、理解が難しいものは再提出を指示する。

(7) 広告費用について

- ・透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告費用のうち、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- ・情報発信コンテンツ制作、広告費用（広告媒体原価＋管理運用費）、効果検証の予算配分は、3：6：1の割合（通称サーロインの法則）を目安とすること。予算配分の考え方については、提案書に記載すること。なお、本業務の目的を達成するためにより効果的な予算配分方法があると判断できる場合には、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行い、予算配分の見直しについて協議するものとする。

4 成果物及び提出物

(1) 広告クリエイティブ

- ・本業務により制作した広告クリエイティブは、制作完了後、データにて納品すること。なお、本業務により制作した画像の著作権の取扱いは、次のとおりとする。
 - ・受託者は、成果物に付与される著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条に規定する権利を、第13条第2項の規定による引渡しと同時に甲に無償で譲渡するものとする。
 - ・大分県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、その使用のために、受託者の同意無しに仕様書で指定する成果物を改変し、任意に公表できるものとする。
 - ・受託者は、大分県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条の規定を行使することができない。

(2) 報告書

- ・広告配信の完了後、以下の内容を含んだ報告書を提出すること。
 - (ア)本業務にかかる効果検証分析レポート
 - (イ)本業務の分析結果により、来年度以降のターゲティング案とプロモーション戦略について、改善案と示唆

5 支払方法

委託業務完了後に受託者からの請求に基づいて行う。

6 その他業務実施上の条件

- (1) 受託者は、関係法令を遵守すること。本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著

著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。

- (2) 受託者決定から契約締結の間に県と契約内容を詳細に協議すること。
- (3) 本業務において制作するイラスト、写真データ等について、著作権、その他一切の権利は大分県に帰属することとする。
- (4) 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。

I ウェブ広告の実施に関する事項

1 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 広告運用開始後一週間以内に、本業務において取得すべきデータが取得できていることを確認し、大分県へ報告すること。

2 Google 広告を利用する場合

- (1) 大分県公式の MCC（マイクライアントセンター）とリンクすること。
- (2) 大分県が今後もデジタルプロモーションを行うことを鑑み、Google 広告アカウントで、効果的と考えられるオーディエンスリストを設定し、大分県公式の MCC と共有すること。
- (3) Google が提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、大分県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

3 SNS 広告を利用する場合（Facebook 等）

- (1) 大分県が今後もデジタルプロモーションを行うことを鑑み、リマーケティングリストやオーディエンスリストの作成が可能である場合には、その設定を行い、事業終了後において大分県が活用可能な状態とすること。
- (2) 効果測定において、SNS プラットフォーム（Facebook 等）が提供する無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、大分県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。
- (3) Facebook 等（Meta 広告）を使用する際は、大分県公式ビジネスアカウントとリンクさせること。

4 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 大分県が今後もデジタルプロモーションを行うことを鑑み、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること。
- (2) 無料調査（「ブランドリフト効果測定」等）が利用できる場合には、大分県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

5 その他

- (1) 広告運用に利用する各媒体の規約、プライバシーポリシーを遵守すること。
- (2) 事業実施により取得したデータと受託者が保有する情報を結びつけて、個人情報（個人データ）とならないように留意すること。